

17/0
M 13

昭和三十三年 四月二十四日	決定昭和三十三年 四月二十五日	施行昭和三十三年 五月一日
上奏昭和三十三年 四月二十五日	公布昭和三十三年 五月一日	

内閣参事官

法制局長官 

內閣官房副長官

C

閣

一、義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律

裏面白紙

一、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する

法律

一、職業訓練法

を公布することについて

右開議に供する。

内閣

裏面白紙

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

昭和三十三年五月

一日

内閣総理大臣

法律第百十六号

(奏上のとおり。)

文部大臣

内閣総理大臣

内閣

別紙公立義務教育諸学校の学級編制及び
教職員定数の標準に関する法律

の公布を奏上する件は、了承いたしました。

昭和三十三年 四月二十四日

法制局長官



法制局

法制局 第 四 四 号
昭和三十三年 四月 二 四 日

国会は公立義務教育諸学校の学級
編制及び教職員定数の標準に關する
法律の公布を奏上いたします。

昭和三十三年四月二十三日

衆議院議長 益谷秀次



文 甲 八

衆 議 院

衆議院事務総長

鈴木 隆 夫



公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

(この法律の目的)

第一条 この法律は、公立の義務教育諸学校に関し、学級規模と教職員の配置の適正化を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて義務教育水準の維持向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校又は盲学校若しくは聾学校の小学部若しくは中学部をいう。

2 この法律において「教職員」とは、校長(盲学校又は聾学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する盲学校又は聾学校の校長とする。)、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講

師(常時勤務の者に限る。)、寮母及び事務職員(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者をいう。)をいう。

(学級編制の標準)

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県教育委員会が定める。ただし、同学年の児童又は生徒を四以下の学級に編制する場合の一学級の児童又は生徒の数の基準は、別に政令で定める数を標準として、都道府県教育委員会が定める。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級 二又は三の学年の児童で編制する学級 四又は五の学年の児童で編制する学級 すべての学年の児童で編制する学級 学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	五十人 三十五人 三十人 二十人 十五人
	同学年の生徒で編制する学級 二の学年の生徒で編制する学級 すべての学年の生徒で編制する学級 学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	五十人 三十五人 三十人 十五人
中学校		

3 各都道府県ごとの、公立の盲学校又は聾学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数の基準は、十人を標準として、都道府県教育委員会が定める。

(学級編制の基準についての文部大臣の意見の聴取)

第四条 都道府県教育委員会は、前条第二項又は第三項の規定により公立の義務教育諸学校の
一学級の児童又は生徒の数の基準を定めるに当り、当該義務教育諸学校の学級編制の区分に応
ずる同条第二項の表の下欄に掲げる数又は同条第三項に規定する数に五人を加えた数（同条第
二項ただし書の規定により別に政令で定める数を標準とする場合にあつては、政令で定める
数）をこえる数によろうとするときは、毎学年、当該基準について、あらかじめ文部大臣の意
見をきかなければならない。

（学級編制）

第五条 公立の義務教育諸学校の学級編制は、第三条第二項若しくは第三項又は前条の規定によ
り都道府県教育委員会が定めた基準に従い、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会
が行う。

（学級編制についての都道府県教育委員会の認可）

第六条 市町村教育委員会は、毎学年、当該市町村の設置する義務教育諸学校に係る前条の学
級編制について、あらかじめ都道府県教育委員会の認可を受けなければならない。認可を受
けた学級編制の変更についても、また同様とする。

（教職員定数の標準）

第七条 各都道府県ごとの、公立の小学校に置くべき教職員の総数（以下「小学校教職員定数」と
いう。）は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数を標準とする。

一 学級総数に一を乗じて得た数

二 次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの学校数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる
数を乗じて得た数

学 校 規 模	乗 ず る 数
小学級から十七学級までの学校	二

十八学級から三十学級までの学校	四
三十一学級から四十二学級までの学校	五
四十三学級から五十四学級までの学校	六
五十五学級以上の学校	七

三 五学級以下の学校の総数に政令で定める数を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

四 児童総数に千五百分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

第八条 各都道府県ごとの、公立の中学校に置くべき教職員の総数（以下「中学校教職員定数」という。）は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数を標準とする。

一 学級総数に三分の四を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

二 次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの学校数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数

学 校 規 模	乗 ず る 数
二学級以下の学校	一
三学級から八学級までの学校	二
九学級から二十学級までの学校	三
二十一学級以上の学校	四

三 生徒総数に二千分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

第九条 各都道府県ごとの、公立の盲学校及び聾学校の小学部及び中学部に置くべき教職員の総数（以下「盲学校聾学校教職員定数」という。）は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数を標準とする。

一 学校総数に二を乗じて得た数

二 小学部又は中学部ごとの学級総数に、小学部にあつては一を、中学部にあつては三分の四を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

三 次の表の上欄に掲げる小学部又は中学部ごとに、同表の中欄に掲げる部の規模ごとの部の数に当該部の規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数

部の別		部の規模	乗ずる数
小学部	三学級から五学級までの部	六学級から十七学級までの部 十八学級以上の部	一
	六学級から十七学級までの部		二
	十八学級以上の部		三
中学部	二学級以下の部	三学級から二十学級までの部 二十一学級以上の部	一
	三学級から二十学級までの部		二
	二十一学級以上の部		三

四 寄宿舎に寄宿する児童及び生徒の総数に七分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

第十条 前三条の規定による小学校教職員定数、中学校教職員定数及び盲学校^{ろう}学校教職員定数（以下「教職員定数」と総称する。）には、次の各号に掲げる者に係るものを含まないものとする。

一 休職者

二 女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）第四条の規定により臨時的に任用される者

（文部大臣の勧告）

第十一条 文部大臣は、公立の義務教育諸学校に置かれている教職員の総数が教職員定数を著しく下る都道府県があるときは、あらかじめ自治庁長官に通知して、当該都道府県に対し、教職員の増員について必要な勧告をすることができる。

（政令への委任）

第十二条 この法律に特別の定があるもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

(学級編制の標準に関する経過措置)

2 この法律の施行の際、現に公立の小学校又は中学校の学級編制の認可に当り一学級の児童又は生徒の数について第三条第二項の表の下欄に掲げる数(同項ただし書の規定により別に政令で定める数を標準とする場合にあつては、その数)をこえる数を基準としている都道府県に係る一学級の児童又は生徒の数の標準については、当分の間、同項の規定にかかわらず、児童又は生徒の数の減少及び学校施設の整備の状況を考慮して政令で定めるところにより、暫定的にその標準となるべき数を定めるものとする。この場合における第四条の規定の適用については、必要な読替は、政令で定める。

(教職員定数の標準に関する経過措置)

3 この法律の施行の際、現に公立の小学校又は中学校に置かれている教職員の総数(第十条各

号に掲げる者に係るものを除く。以下「現員」という。)が第七条若しくは第八条又は次項の規定により算定した数(以下「定数」という。)に満たない都道府県の小学校教職員定数又は中学校教職員定数については、引き続き現員が定数に満たない間に限り、第七条及び第八条並びに次項の規定にかかわらず、定数に対する現員の充足の程度及び学級数の増加の状況を考慮して政令で定めるところにより、暫定的にその標準となるべき数を定めるものとする。

(小学校教職員定数の標準に関する特例)

4 公立の小学校の同学年の児童で編制する学級のうちに、一学級の児童の数が五十五人をこえるものがある場合においては、当分の間、当該都道府県の小学校教職員定数は、第七条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した数に政令で定める数を加えた数を標準とするものとする。

(現員が定数をこえる場合の経過措置)

5 この法律の施行の際、現員が定数をこえ、かつ、現に公立の小学校又は中学校の学級編制の認可に当り一学級の児童又は生徒の数について第三条第二項の表の下欄に掲げる数をこえる数を基準としている都道府県にあつては、同項の基準を定める場合には、附則第二項の標準にかかわらず、当該現員が定数をこえる範囲まで、学級規模の適正化を行うものとする。

1 この法律は、公布の日から施行する。

(学級編制の標準に関する経過措置)

2 この法律の施行の際、現に公立の小学校又は中学校の学級編制の認可に当り一学級の児童又は生徒の数について第三条第二項の表の下欄に掲げる数(同項ただし書の規定により別に政令で定める数を標準とする場合にあつては、その数^{以下同じ。})をこえる数を基準としている都道府県に係る一学級の児童又は生徒の数の標準については、当分の間、同項の規定にかかわらず、児童又は生徒の数の減少及び学校施設の整備の状況を考慮して政令で定めるところにより、暫定的にその標準となるべき数を定めるものとする。この場合における第四条の規定の適用についての必要な読替は、政令で定める。

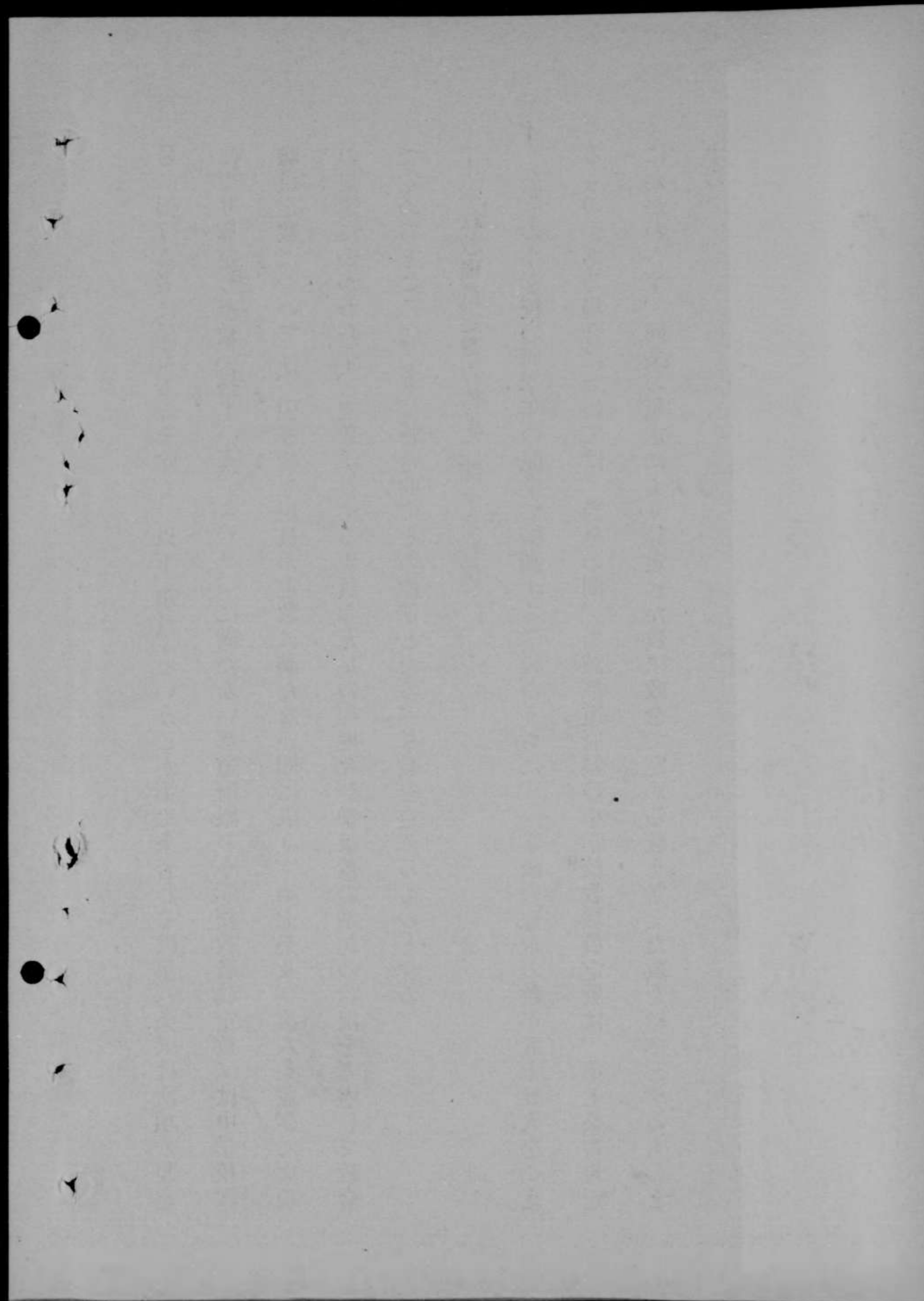
(教職員定数の標準に関する経過措置)

3 この法律の施行の際、現に公立の小学校又は中学校に置かれている教職員の総数(第十条各

号に掲げる者に係るものを除く。以下「現員」という。)が第七条若しくは第八条又は次項の規定により算定した数(以下「定数」という。)に満たない都道府県の小学校教職員定数又は中学校教職員定数については、引き続き現員が定数に満たない間に限り、第七条及び第八条並びに次項の規定にかかわらず、定数に対する現員の充足の程度及び学級数の増加の状況を考慮して政令で定めるところにより、暫定的にその標準となるべき数を定めるものとする。

(小学校教職員定数の標準に関する特例)

公立の小学校の同学年の児童で編制する学級のうちに、一学級の児童の数が五十五人をこえ



文甲八

昭和三十三年二月二十七日

内閣官房長官
内閣官房副長官

内閣参事官

内閣総理大臣

法制局長官



石井国務大臣

唐澤国務大臣

藤山国務大臣

一萬田国務大臣

松永国務大臣

堀木国務大臣

赤城国務大臣

前尾国務大臣

中村国務大臣

田中国務大臣

石田国務大臣

根本国務大臣

河野国務大臣

郡国務大臣

正力国務大臣

津島国務大臣

別紙文部大臣請議公立義務教育諸学校の

学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案

法制局

を審査したが、右は請議のように閣議決定の上、
国会に提出されてよいと認める。

法律案

提案附せん」とあり。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員
定数の標準に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十三年 三月 一日 衆

内閣総理大臣

法
制
局

この法律の公布の際の署名大臣は、次のとおりとすること。

文部大臣

内閣総理大臣

法
制
局

之
甲
入

文初財第 119 号

昭和33年2月27日

説明者 文部事務官 齋 藤 正
同 安 嶋 弥

法制局文第 八
昭和三十三年二月二七
日 号

内閣総理大臣 岸 信 介 殿

文部大臣 松 永 東

請 議

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に關
する法律を制定する必要があるので、別紙法律案および理由
書を添えて、閣議を求めます。

裏
面
白
紙

28

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

(この法律の目的)

第一条 この法律は、公立の義務教育諸学校に關し、学級規模と教職員の配置の適正化を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて義務教育水準の維持向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校又は盲学校若しくは聾学校の小学部若しくは中学部をいう。

2 この法律において「教職員」とは、校長（盲学校又は聾学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する盲学校又は聾学校の校長とする。）、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者に限る。）、寮母及び事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定する吏員に相当

する者をいう。）をいう。

(学級編制の標準)

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、教学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県教育委員会が定める。ただし、同学年の児童又は生徒を四以下の学級に編制する場合の一学級の児童又は生徒の数の基準は、別に政令で定める数を標準として、都道府県教育委員会が定める。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
同学年の児童で編制する学級		五十人

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

(この法律の目的)

第一条 この法律は、公立の義務教育諸学校に關し、学級規模と教職員の配置の適正化を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて義務教育水準の維持向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校又は盲学校若しくは聾学校の小学部若しくは中学部をいう。

第三条 この法律において「教職員」とは、校長（盲学校又は聾学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する盲学校又は聾学校の校長とする。）、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者に限る。）、寮母及び事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条第一項に規定する吏員に相当

する者をいう。）をいう。

(学級編制の標準)

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、教学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県教育委員会が定める。ただし、同学年の児童又は生徒を四以下の学級に編制する場合の一学級の児童又は生徒の数の基準は、別に政令で定める数を標準として、都道府県教育委員会が定める。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
同学年の児童で編制する学級		五十人

小 学 校	中 学 校
二又は三の学年の児童で編制する学級 四又は五の学年の児童で編制する学級 すべての学年の児童で編制する学級 学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	同学年の生徒で編制する学級 二の学年の生徒で編制する学級 すべての学年の生徒で編制する学級 学校教育法第七十五条に規定する特殊学級
三十五人 三十人 二十人 十五人	五十人 三十五人 三十人 十五人

3 各都道府県ごとの、公立の盲学校又は聾学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数の基準は、十人を標準として、都道府県の教育委員会が定める。

(学級編制の基準についての文部大臣の意見の聴取)

第四条 都道府県の教育委員会は、前条第二項又は第三項の規定により公立の義務教育諸学校の一学級の児童又は生徒の数の基準を定めるに当り、当該義務教育諸学校

の学級編制の区分に応ずる同条第二項の表の下欄に掲げる数又は同条第三項に規定する数に五人を加えた数(同条第二項ただし書の規定により別に政令で定める数を標準とする場合にあっては、政令で定める数)をこえる数にしようとするときは、毎学年、当該基準について、あらかじめ文部大臣の意見をきかなければならない。

(学級編制)

第五条 公立の義務教育諸学校の学級編制は、第三条第二項若しくは第三項又は前条の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準に従い、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行う。

(学級編制についての都道府県の教育委員会の認可)

第六条 市町村の教育委員会は、毎学年、当該市町村の設置する義務教育諸学校に係る前条の学級編制について、あらかじめ都道府県の教育委員会の認可を受けなければならない。認可を受けた学級編制の変更についても、また同様とする。

(教職員定数の標準)

第七条 各都道府県ごとの、公立の小学校に置くべき教職員の総数(以下「小学校教

職員定数」という。）は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数を標準とする。

一 学級総数に一を乗じて得た数

二 次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの学校数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数

学 校 規 模	乗 ず る 数
六学級から十七学級までの学校	二
十八学級から三十学級までの学校	四
三十一学級から四十二学級までの学校	五
四十三学級から五十四学級までの学校	六
五十五学級以上の学校	七

三 五学級以下の学校の総数に政令で定める数を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

四 児童総数に千五百分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に

切り上げる。）

第八条 各都道府県ごとの、公立の中学校に置くべき教職員の総数（以下「中学校教職員定数」という。）は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数を標準とする。

一 学級総数に三分の四を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

二 次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの学校数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数

学 校 規 模	乗 ず る 数
二学級以下の学校	一
三学級から八学級までの学校	二
九学級から二十学級までの学校	三
二十一学級以上の学校	四

職員定数」という。）は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数を標準とする。

一 学級総数に一を乗じて得た数

二次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの学校数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数

学 校 規 模	乗 ず る 数
六学級から十七学級までの学校	二
十八学級から三十学級までの学校	四
三十一学級から四十二学級までの学校	五
四十三学級から五十四学級までの学校	六
五十五学級以上の学校	七

三 五学級以下の学校の総数に政令で定める数を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

四 児童総数に千五百分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に

切り上げる。）

第八条 各都道府県ごとの、公立の中学校に置くべき教職員の総数（以下「中学校教職員定数」という。）は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数を標準とする。

一 学級総数に三分の四を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

二次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの学校数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数

学 校 規 模	乗 ず る 数
二学級以下の学校	一
三学級から八学級までの学校	二
九学級から二十学級までの学校	三
二十一学級以上の学校	四

三 生徒総数に二千分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

第九条 各都道府県ごとの、公立の盲学校及び聾学校の小学部及び中学部に置くべき教職員の総数（以下「盲学校等学校教職員定数」という。）は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数を標準とする。

- 一 学校総数に二を乗じて得た数
- 二 小学部又は中学部ごとの学級総数に、小学部にあつては一を、中学部にあつては三分の四を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）
- 三 次の表の上欄に掲げる小学部又は中学部ごとに、同表の中欄に掲げる部の規模ごとの部の数に当該部の規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数

部の別	部の規模	乗ずる数
小学部	三学級から五学級までの部	一
	六学級から十七学級までの部	二
	十八学級以上の部	三

中学部	二学級以下の部	一
	三学級から二十学級までの部	二
	二十一学級以上の部	三

四 寄宿舎に寄宿する児童及び生徒の総数に七分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

第十条 前三条の規定による小学校教職員定数、中学校教職員定数及び盲学校等学校教職員定数（以下「教職員定数」と総称する。）には、次の各号に掲げる者に係るものを含まないものとする。

- 一 休職者
- 二 女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）第四条の規定により臨時的に任用される者

（文部大臣の勸告）

第十一条 文部大臣は、公立の義務教育諸学校に置かれている教職員の総数が教職員

定数を著しく下る都道府県があるときは、あらかじめ自治庁長官に通知して、当該都道府県に対し、教職員の増員について必要な勧告をすることができる。

(政令への委任)

第十二条 この法律に特別の定があるもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(学級編制の標準に関する経過措置)

2 この法律の施行の際、現に公立の小学校又は中学校の学級編制の認可に当り一学級の児童又は生徒の数について第三条第二項の表の下欄に掲げる数(同項ただし書の規定により別に政令で定める数を標準とする場合にあつては、その数)をこえる数を基準としている都道府県に係る一学級の児童又は生徒の数の標準については、当分の間、同項の規定にかかわらず、児童又は生徒の数の減少及び学校施設の整備

の状況を考慮して政令で定めるところにより、暫定的にその標準となるべき数を定めるものとする。この場合における第四条の規定の適用についての必要な読替は、政令で定める。

(教職員定数の標準に関する経過措置)

3 この法律の施行の際、現に公立の小学校又は中学校に置かれている教職員の総数(第十条各号に掲げる者に係るものを除く。以下「現員」という。)が第七条若しくは第八条又は次項の規定により算定した数(以下「定数」という。)に満たない都道府県の小学校教職員定数又は中学校教職員定数については、引き続き現員が定数に満たない間に限り、第七条及び第八条並びに次項の規定にかかわらず、定数に対する現員の充足の程度及び学級数の増加の状況を考慮して政令で定めるところにより、暫定的にその標準となるべき数を定めるものとする。

(小学校教職員定数の標準に関する特例)

4 公立の小学校の同年年の児童で編制する学級のうちに、一学級の児童の数が五十人をこえるものがある場合においては、当分の間、当該都道府県の小学校教職員

定数は、第七条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した数に政令で定める
数を加えた数を標準とするものとする。

理由

公立の義務教育諸学校に関し、学級規模と教職員の配置の適正化を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて義務教育水準の維持向上に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案 参照条文

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）抄

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、監督庁の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第四条 国立学校及びこの法律によつて設置義務を負う者の設置する学校の外、学校（大学の学部又は大学院についても同様とする。）の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、監督庁の認可を受けなければならない。

第七条 学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

第二十八条 小学校には、校長、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。但し、特別の事情のあるときは、事務職員を置かないことができる。

小学校には、前項の外、助教諭その他必要な職員を置くことができる。

（以下略）

第四十条 第二十一条、第二十二條第二項、第二十三条から第二十六条まで及び第二

十八条から第三十四条までの規定は、中学校に、これを準用する。

第七十二条 盲学校、聾学校及び養護学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。但し、特別の必要のある場合においては、その一のみを置くことができる。

（以下略）

百三条 小学校及び中学校には、第二十八条の規定（第四十条において準用する場合を含む。）にかかわらず、当分の間、養護教諭は、これを置かないことができる。

百六条（第一項 略）

第四条の認可する監督庁及び第十四条の監督庁は、公立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園については、当分の間、これを都道府県委員会とする。

○学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）抄

第二十三条 法第四条（法第八十三條第三項において準用する場合を含む。）の規定により監督庁の認可を受けなければならない事項で、政令で定めるものは、左の通

りとする。

六 盲学校又はろう学校の小学部、中学部又は高等部の学級の編制及びその変更

(市町村立小中学校の学級編制についての認可)

第二十四条 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校の学級の編制又はその変更について、都道府県教育委員会の認可を受けなければならない。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）抄

第十八条 小学校の一学級の児童数は、五十人以下を標準とする。

第十九条 小学校の学級は、同年の児童で編制することを原則とする。但し、特別の場合においては、数学年の児童を一学級に編制することができる。

(以下略)

第二十二條 小学校においては、校長の外、各学級毎に専任の教諭一人以上を置かなければならない。但し、特別の事情のあるときは、校長が教諭を兼ね、助教諭を以

て、教諭に代えることができる。

第二十三條 小学校においては、特定の教科を担当するため、必要な数の教員を置くことができる。

第五十二條 中学校においては、各学級毎に、教諭二人を置くことを基準とする。

第五十五條 第十八條、第十九條、第二十二條但書、第二十三條、第二十五條から第二十八條まで、第四十二條、第四十三條、第四十四條及び第四十六條から第四十八條の二までの規定は、中学校に、これを準用する。

第七十三條の二 盲学校及び聾学校においては、特殊の教科を担当するため、必要な数の教員を置かなければならない。

第七十三條の四 寄宿舎には、寮母を置かなければならない。

(以下略)

第七十三條の六 盲学校、聾学校及び養護学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数は、盲学校及び聾学校にあつては十人以下を、養護学校にあつては十五

人以下を標準とし、高等部の同時に授業を受ける一学級の生徒数は、十五人以下を標準とする。

(以下略)

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）抄

第七十二条 前十一条に定める者を除く外、普通地方公共団体に吏員その他の職員を置く。

(以下略)

○女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）抄

(国立又は公立の学校における教育職員の臨時的任用)

第四条 国立又は公立の学校に勤務する女子教育職員が権限のある者の承認を受けて産前産後の休暇をとる場合においては、任命権者は、その休暇中当該学校における学校教育の正常な実施を図るために、その休暇の期間の範囲内において、学校教育

の正常な実施が困難となると認める期間を任用の期間として、当該学校の教育職員の職務を行わせるため、臨時的に校長以外の教育職員を任用しなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）抄

(任命権者)

第三十七条 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の任命権は、都道府県教育委員会に属する。

2 (略)

(県費負担教職員の定数)

第四十一条 県費負担教職員の定数は、都道府県の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りではない。

2 県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数は、前項の規定により定められた定数の範囲内で、都道府県委員会が市町村委員会の意見をきいて定める。

○市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）抄

第一条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村立の小学校、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、寮母、講師及び事務職員の給料、扶養手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当（事務職員に係るものとする。）、日直及び宿直に関する手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、石炭手当、薪炭手当、退職手当、退職年金及び退職一時金、死亡一時金、旅費並びに公務災害補償（以下給料その他の給与という。）は、都道府県の負担とする。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の
標準に関する法律案

3

90

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

(この法律の目的)

第一条 この法律は、公立の義務教育諸学校に関し、学級規模と教職員の配置の適正化を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて義務教育水準の維持向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校又は盲学校若しくは聾学校の小学部若しくは中学部をいう。

2 この法律において「教職員」とは、校長(盲学校又は聾学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する盲学校又は聾学校の校長とする。)、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講

師(常時勤務の者に限る。)、寮母及び事務職員(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者をいう。)をいう。

(学級編制の標準)

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、同学年の児童又は生徒を四以下の学級に編制する場合の一学級の児童又は生徒の数の基準は、別に政令で定める数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級 二又は三の学年の児童で編制する学級 四又は五の学年の児童で編制する学級 すべての学年の児童で編制する学級 学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	五十人 三十五人 三十人 二十人 十五人
	同学年の生徒で編制する学級 二の学年の生徒で編制する学級 すべての学年の生徒で編制する学級 学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	五十人 三十五人 三十人 十五人
中学校		

3 各都道府県ごとの、公立の盲学校又は聾学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数の基準は、十人を標準として、都道府県の教育委員会が定める。

(学級編制の基準についての文部大臣の意見の聴取)

第四条 都道府県教育委員会は、前条第二項又は第三項の規定により公立の義務教育諸学校の一学級の児童又は生徒の数の基準を定めるに当り、当該義務教育諸学校の学級編制の区分に應ずる同条第二項の表の下欄に掲げる数又は同条第三項に規定する数に五人を加えた数（同条第二項ただし書の規定により別に政令で定める数を標準とする場合にあつては、政令で定める数）をこえる数によろうとするときは、毎学年、当該基準について、あらかじめ文部大臣の意見をきかなければならない。

（学級編制）

第五条 公立の義務教育諸学校の学級編制は、第三条第二項若しくは第三項又は前条の規定により都道府県教育委員会が定めた基準に従い、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行う。

（学級編制についての都道府県教育委員会の認可）

第六条 市町村教育委員会は、毎学年、当該市町村の設置する義務教育諸学校に係る前条の学級編制について、あらかじめ都道府県教育委員会の認可を受けなければならない。認可を受けた学級編制の変更についても、また同様とする。

（教職員定数の標準）

第七条 各都道府県ごとの、公立の小学校に置くべき教職員の総数（以下「小学校教職員定数」という。）は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数を標準とする。

一 学級総数に一を乗じて得た数

二 次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの学校数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数

学 校 規 模	乗 ず る 数
小学級から十七学級までの学校	二

十八学級から三十学級までの学校
 三十一学級から四十二学級までの学校
 四十三学級から五十四学級までの学校
 五十五学級以上の学校

四 五 六 七

三 五学級以下の学校の総数に政令で定める数を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

四 児童総数に千五百分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

第八条 各都道府県ごとの、公立の中学校に置くべき教職員の総数（以下「中学校教職員定数」という。）は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数を標準とする。

一 学級総数に三分の四を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

二 次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの学校数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数

学 校 規 模	乗 ず る 数
二学級以下の学校	一
三学級から八学級までの学校	二
九学級から二十学級までの学校	三
二十一学級以上の学校	四

三 生徒総数に二千分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

第九条 各都道府県ごとの、公立の盲学校及び聾学校の小学部及び中学部に置くべき教職員の総数（以下「盲学校聾学校教職員定数」という。）は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数を標準とする。

一 学校総数に二を乗じて得た数

二 小学部又は中学部ごとの学級総数に、小学部にあつては一を、中学部にあつては三分の四を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

三 次の表の上欄に掲げる小学部又は中学部ごとに、同表の中欄に掲げる部の規模ごとの部の数に当該部の規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数

部の別		部の規模	乗ずる数
小学部	三学級から五学級までの部	一	三
	六学級から十七学級までの部	二	三
	十八学級以上の部	三	二
中学部	二学級以下の部	一	二
	三学級から二十学級までの部	二	三
	二十一学級以上の部	三	二

四 寄宿舍に寄宿する児童及び生徒の総数に七分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

第十条 前三条の規定による小学校教職員定数、中学校教職員定数及び盲学校^{ろう}学校教職員定数（以下「教職員定数」と総称する。）には、次の各号に掲げる者に係るものを含まないものとする。

一 休職者

pt

二 女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）第四条の規定により臨時的に任用される者

（文部大臣の勧告）

第十一条 文部大臣は、公立の義務教育諸学校に置かれている教職員の総数が教職員定数を著しく下る都道府県があるときは、あらかじめ自治庁長官に通知して、当該都道府県に対し、教職員の増員について必要な勧告をすることができる。

（政令への委任）

第十二条 この法律に特別の定があるもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

(学級編制の標準に関する経過措置)

2 この法律の施行の際、現に公立の小学校又は中学校の学級編制の認可に当り一学級の児童又は生徒の数について第三条第二項の表の下欄に掲げる数(同項ただし書の規定により別に政令で定める数を標準とする場合にあつては、その数)をこえる数を基準としている都道府県に係る一学級の児童又は生徒の数の標準については、当分の間、同項の規定にかかわらず、児童又は生徒の数の減少及び学校施設の整備の状況を考慮して政令で定めるところにより、暫定的にその標準となるべき数を定めるものとする。この場合における第四条の規定の適用についての必要な読替は、政令で定める。

(教職員定数の標準に関する経過措置)

3 この法律の施行の際、現に公立の小学校又は中学校に置かれている教職員の総数(第十条各

号に掲げる者に係るものを除く。以下「現員」という。)が第七条若しくは第八条又は次項の規定により算定した数(以下「定数」という。)に満たない都道府県の小学校教職員定数又は中学校教職員定数については、引き続き現員が定数に満たない間に限り、第七条及び第八条並びに次項の規定にかかわらず、定数に対する現員の充足の程度及び学級数の増加の状況を考慮して政令で定めるところにより、暫定的にその標準となるべき数を定めるものとする。

(小学校教職員定数の標準に関する特例)

4 公立の小学校の同学年の児童で編制する学級のうちに、一学級の児童の数が五十五人をこえるものがある場合においては、当分の間、当該都道府県の小学校教職員定数は、第七条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した数に政令で定める数を加えた数を標準とするものとする。

理由

公立の義務教育諸学校に関し、学級規模と教職員の配置の適正化を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて義務教育水準の維持向上に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

